

8 資 料

- (1) 税率等一覧(令和元年度)
- (2) 過去5年度分の主な税制改正一覧
- (3) 過去の主な税制改正一覧

(1) 税率等一覧 (令和元年度)

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																									
市民税	個人	<p>○均等割 3,500円</p> <p>○所得割 課税標準額の6% (総合課税分)</p>																																									
	法人	<p>○均等割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円 (注1)</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td rowspan="2">50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 資本金1億円超</td> <td>※1 14.7%</td> </tr> <tr> <td>・ 法人税額400万円超</td> <td>※2 12.1%</td> </tr> <tr> <td>・ 保険業法に規定する相互会社</td> <td>※3 8.4%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>※1 12.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2 9.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3 6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成26年9月30日までに開始された事業年度分の税率 ※2 平成26年10月1日から令和元年9月30日の間に開始された事業年度分の税率 ※3 令和元年10月1日以降に開始された事業年度分の税率</p>	資本金等の額	従業者数	税 率	1千万円以下	50人以下	5万円 (注1)	1千万円以下	50人超	12万円	1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円	50人超	15万円	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	50人超	40万円	10億円超	50人以下	41万円	10億円超 50億円以下	50人超	175万円	300万円	条 件	税 率	次のいずれかに該当するもの		・ 資本金1億円超	※1 14.7%	・ 法人税額400万円超	※2 12.1%	・ 保険業法に規定する相互会社	※3 8.4%	上記以外	※1 12.3%		※2 9.7%	
資本金等の額	従業者数	税 率																																									
1千万円以下	50人以下	5万円 (注1)																																									
1千万円以下	50人超	12万円																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円																																									
	50人超	15万円																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円																																									
	50人超	40万円																																									
10億円超	50人以下	41万円																																									
10億円超 50億円以下	50人超	175万円																																									
		300万円																																									
条 件	税 率																																										
次のいずれかに該当するもの																																											
・ 資本金1億円超	※1 14.7%																																										
・ 法人税額400万円超	※2 12.1%																																										
・ 保険業法に規定する相互会社	※3 8.4%																																										
上記以外	※1 12.3%																																										
	※2 9.7%																																										
	※3 6.0%																																										
固定資産税	○土地・家屋・償却資産の所有者	<p>○課税標準額の1.4%</p> <p>※免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>																																									
都市計画税	○市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	<p>○課税標準額の0.3%</p> <p>※免税点 固定資産税と同じ</p>																																									
特別土地保有税	<p>○土地の保有者又は取得者</p> <p>※平成15年度以後の新規課税停止</p>	<p>○保有分 土地の取得価格の1.4% (固定資産税相当額を控除) ※免税点 5,000㎡</p> <p>○取得分 土地の取得価格の3% (不動産取得税相当額を控除) ※免税点 5,000㎡</p>																																									
国有資産等所在市町村交付金	○国又は地方公共団体が所有する固定資産で貸付資産等	○算定標準額の1.4%																																									

(1) 税率等一覧 (令和元年度) (つづき)

市たばこ税	○売渡し等に係る製造たばこの卸売販売業者等	<table border="1"> <tr> <th>たばこの区分</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>5,692円/千本</td> </tr> <tr> <td>上記以外の製造たばこ</td> <td>5,692円/千本</td> </tr> </table>		たばこの区分	税率	旧3級品の紙巻たばこ	5,692円/千本	上記以外の製造たばこ	5,692円/千本																																																																																						
たばこの区分	税率																																																																																														
旧3級品の紙巻たばこ	5,692円/千本																																																																																														
上記以外の製造たばこ	5,692円/千本																																																																																														
軽自動車税	○原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">軽自動車及び小型特殊自動車</td> <td>軽二輪車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽三輪車</td> <td>旧税率</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">乗用</td> <td rowspan="6">自家用</td> <td>旧税率</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">営業用</td> <td>旧税率</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>旧税率</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>旧税率</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例①</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>グリーン化特例②</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農耕用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特殊作業用</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		税率	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽自動車及び小型特殊自動車	軽二輪車	3,600円	軽三輪車	旧税率	3,100円	重課税率	4,600円	新税率	3,900円	電気自動車	1,000円	グリーン化特例①	2,000円	グリーン化特例②	3,000円	乗用	自家用	旧税率	7,200円	重課税率	12,900円	新税率	10,800円	電気自動車	2,700円	グリーン化特例①	5,400円	グリーン化特例②	8,100円	営業用	旧税率	5,500円	重課税率	8,200円	新税率	6,900円	電気自動車	1,800円	グリーン化特例①	3,500円	グリーン化特例②	5,200円	貨物用	自家用	旧税率	4,000円	重課税率	6,000円	新税率	5,000円	電気自動車	1,300円	グリーン化特例①	2,500円	グリーン化特例②	3,800円	貨物用	営業用	旧税率	3,000円	重課税率	4,500円	新税率	3,800円	電気自動車	1,000円	グリーン化特例①	1,900円	グリーン化特例②	2,900円	農耕用		2,400円	特殊作業用		5,900円	二輪の小型自動車		6,000円
区分		税率																																																																																													
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																													
	50cc超90cc以下	2,000円																																																																																													
	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																													
	ミニカー	3,700円																																																																																													
軽自動車及び小型特殊自動車	軽二輪車	3,600円																																																																																													
	軽三輪車	旧税率	3,100円																																																																																												
		重課税率	4,600円																																																																																												
		新税率	3,900円																																																																																												
		電気自動車	1,000円																																																																																												
		グリーン化特例①	2,000円																																																																																												
		グリーン化特例②	3,000円																																																																																												
	乗用	自家用	旧税率	7,200円																																																																																											
			重課税率	12,900円																																																																																											
			新税率	10,800円																																																																																											
			電気自動車	2,700円																																																																																											
			グリーン化特例①	5,400円																																																																																											
			グリーン化特例②	8,100円																																																																																											
		営業用	旧税率	5,500円																																																																																											
			重課税率	8,200円																																																																																											
			新税率	6,900円																																																																																											
			電気自動車	1,800円																																																																																											
			グリーン化特例①	3,500円																																																																																											
			グリーン化特例②	5,200円																																																																																											
			貨物用	自家用	旧税率	4,000円																																																																																									
重課税率				6,000円																																																																																											
新税率	5,000円																																																																																														
電気自動車	1,300円																																																																																														
グリーン化特例①	2,500円																																																																																														
グリーン化特例②	3,800円																																																																																														
貨物用	営業用	旧税率	3,000円																																																																																												
	重課税率	4,500円																																																																																													
	新税率	3,800円																																																																																													
	電気自動車	1,000円																																																																																													
	グリーン化特例①	1,900円																																																																																													
	グリーン化特例②	2,900円																																																																																													
農耕用		2,400円																																																																																													
特殊作業用		5,900円																																																																																													
二輪の小型自動車		6,000円																																																																																													

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率
事 業 所 税	○事業所等において事業を行う法人 又は個人	○資産割 事業所床面積 1㎡あたり 600 円 ※免税点 事業所床面積 1,000 ㎡ ○従業者割 従業者給与総額の 0.25% ※免税点 従業者数 100 人
入 湯 税	○鉱泉浴場において入湯する入湯客 ※課税免除の規定により現在課税 施設なし	○1人1日 150 円
国民健康保険税	○世帯主	○医療給付費分 ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×7.2% ②資産割 当該年度分の固定資産税額×15% (土地及び家屋) ③均等割 被保険者1人につき 14,300 円 ④平等割 1世帯につき 16,000 円 ①～④の合計額 ※58万円超の場合は 58 万円 ○後期高齢者支援金等分 ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×2.6% ②均等割 被保険者1人につき 11,000 円 ①・②の合計額 ※19万円超の場合は 19 万円 ○介護納付金分 ※40歳以上 65歳未満の被保険者のみ ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×1.5% ②均等割 該当被保険者1人につき 11,000 円 ①・②の合計額 ※16万円超の場合は 16 万円

(2) 過去5年度分の主な税制改正一覧

【平成31年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																																																																					
個人市民税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>①配偶者特別控除について、控除対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下となる。</p> <p>②配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超える場合は控除対象外となる。</p> <p>(改正前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除区分</th> <th rowspan="2">配偶者所得</th> <th colspan="2">納税義務者所得</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額</td> <td>0～ 380,000円</td> <td>33(38)万円</td> <td>33(38)万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td>380,001～ 449,999円</td> <td>33万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>450,000～ 499,999円</td> <td>31万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>500,000～ 549,999円</td> <td>26万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>550,000～ 599,999円</td> <td>21万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>600,000～ 649,999円</td> <td>16万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>650,000～ 699,999円</td> <td>11万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>700,000～ 749,999円</td> <td>6万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>750,000～ 799,999円</td> <td>3万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>760,000円～</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除区分</th> <th rowspan="2">配偶者所得</th> <th colspan="4">納税義務者所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円 以下</th> <th>950万円超 1,000万円 以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額</td> <td>0～ 380,000円</td> <td>33(38)万円</td> <td>22(26)万円</td> <td>11(13)万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">配偶者特別控除</td> <td>380,001～ 900,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>900,001～ 950,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>950,001～ 1,000,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,000,001～ 1,050,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,050,001～ 1,100,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,110,001～ 1,150,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,150,001～ 1,200,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,200,001～ 1,230,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,230,001円～</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	配偶者所得	納税義務者所得		1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	33(38)万円	配偶者特別控除	380,001～ 449,999円	33万円	—	450,000～ 499,999円	31万円	—	500,000～ 549,999円	26万円	—	550,000～ 599,999円	21万円	—	600,000～ 649,999円	16万円	—	650,000～ 699,999円	11万円	—	700,000～ 749,999円	6万円	—	750,000～ 799,999円	3万円	—	760,000円～	—	—	—	控除区分	配偶者所得	納税義務者所得				900万円以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下	1,000万円超	配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	—	配偶者特別控除	380,001～ 900,000円	33万円	22万円	11万円	—	900,001～ 950,000円	31万円	21万円	—	—	950,001～ 1,000,000円	26万円	18万円	9万円	—	1,000,001～ 1,050,000円	21万円	14万円	7万円	—	1,050,001～ 1,100,000円	16万円	11万円	6万円	—	1,110,001～ 1,150,000円	11万円	8万円	4万円	—	1,150,001～ 1,200,000円	6万円	4万円	2万円	—	1,200,001～ 1,230,000円	3万円	2万円	1万円	—	1,230,001円～	—	—	—	—	平成31年度分 から	29
		控除区分			配偶者所得	納税義務者所得																																																																																																			
			1,000万円以下	1,000万円超																																																																																																					
		配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	33(38)万円																																																																																																				
		配偶者特別控除	380,001～ 449,999円	33万円	—																																																																																																				
			450,000～ 499,999円	31万円	—																																																																																																				
			500,000～ 549,999円	26万円	—																																																																																																				
			550,000～ 599,999円	21万円	—																																																																																																				
			600,000～ 649,999円	16万円	—																																																																																																				
			650,000～ 699,999円	11万円	—																																																																																																				
700,000～ 749,999円	6万円		—																																																																																																						
750,000～ 799,999円	3万円		—																																																																																																						
760,000円～	—	—	—																																																																																																						
控除区分	配偶者所得	納税義務者所得																																																																																																							
		900万円以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下	1,000万円超																																																																																																				
配偶者控除 ※70歳以上の老人配偶者は()内の控除額	0～ 380,000円	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	—																																																																																																				
配偶者特別控除	380,001～ 900,000円	33万円	22万円	11万円	—																																																																																																				
	900,001～ 950,000円	31万円	21万円	—	—																																																																																																				
	950,001～ 1,000,000円	26万円	18万円	9万円	—																																																																																																				
	1,000,001～ 1,050,000円	21万円	14万円	7万円	—																																																																																																				
	1,050,001～ 1,100,000円	16万円	11万円	6万円	—																																																																																																				
	1,110,001～ 1,150,000円	11万円	8万円	4万円	—																																																																																																				
	1,150,001～ 1,200,000円	6万円	4万円	2万円	—																																																																																																				
	1,200,001～ 1,230,000円	3万円	2万円	1万円	—																																																																																																				
	1,230,001円～	—	—	—	—																																																																																																				

【平成31年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
個人市民税	住宅借入金等特別控除の延長	令和元年10月から令和2年12月までに住宅に入居した者で、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除を最長13年間、個人住民税の所得割から控除する。(11～13年目は、建物購入価格の2%(2/3%×3年間)の範囲で控除)	令和2年度分から	31																																			
	ふるさと納税制度の見直し	<p>①ふるさと納税(ふるさと納税に係る個人住民税のうち、特例控除部分)は、総務大臣が指定した団体への寄附のみ対象とする。</p> <p>②指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附は、ふるさと納税対象から除外する。ただし、住民税の基本控除部分及び所得税での控除は引き続き対象となる。</p> <p>改定前</p> <table border="1"> <tr> <td>自己負担 2,000円</td> <td>所得税 での控除</td> <td>住民税 基本控除分</td> <td>住民税 特例控除</td> </tr> <tr> <td>控除対象外</td> <td colspan="3">控除対象</td> </tr> </table> <p>← 寄附金支払額 →</p> <p>↓</p> <p>改定後</p> <table border="1"> <tr> <td>自己負担 2,000円</td> <td>所得税 での控除</td> <td>住民税 基本控除分</td> <td>住民税 特例控除</td> </tr> <tr> <td>控除対象外</td> <td colspan="2">控除対象</td> <td>控除対象外</td> </tr> </table> <p>← 寄附金支払額 →</p>			自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除	控除対象外	控除対象			自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除	控除対象外	控除対象		控除対象外																			
自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除																																				
控除対象外	控除対象																																						
自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除																																				
控除対象外	控除対象		控除対象外																																				
法人市民税	税率の改正	<p>①標準税率 12.1% → 8.4%</p> <p>②軽減税率(資本金1億円以下でかつ法人税額が年400万円以下の法人) 9.7% → 6.0%</p>	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から	29																																			
軽自動車税	税率の改正	<p>平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成31年度分	30
区 分		標準税率	A	B	C																																		
四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		

(2)過去5年度分の主な税制改正一覧(つづき)

【平成31年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度												
軽自動車税	環境性能割の創設	<p>令和元年10月1日以降に購入する軽四輪車等について課税される。税率は燃費性能等に応じて決定。 電気自動車等・★★★★かつ2020年度燃費基準+10%及び20%達成車については非課税。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税額の計算方法</th> <th>税率</th> <th>燃費基準値達成度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売価格に相当する額</td> <td>× 1.0%</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>× 2.0%</td> <td>★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>× 3.0%</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中古車の購入の際は、販売価格に相当する金額に総務大臣が定める割合を乗じて得た額に税率をかけるものとする。</p>	税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等	販売価格に相当する額	× 1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車		× 2.0%	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車		× 3.0%	上記以外	令和元年10月1日から	29
	税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等													
	販売価格に相当する額	× 1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車													
		× 2.0%	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車													
	× 3.0%	上記以外														
環境性能割の特例税率	<p>営業用の三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の適用については、当分の間、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税額の計算方法</th> <th>税率</th> <th>燃費基準値達成度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売価格に相当する額</td> <td>× 0.5%</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>× 1.0%</td> <td>★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>× 2.0%</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等	販売価格に相当する額	× 0.5%	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車		× 1.0%	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車		× 2.0%	上記以外	令和元年10月1日から	29	
税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等														
販売価格に相当する額	× 0.5%	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車														
	× 1.0%	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車														
	× 2.0%	上記以外														
環境性能割の特例税率	<p>自家用の三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の適用については当分の間、「3.0%」とあるのは「2.0%」とする。</p>	令和元年10月1日から	29													
環境性能割の臨時特例税率	<p>令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得された自家用の三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の適用については、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税額の計算方法</th> <th>税率</th> <th>燃費基準値達成度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販売価格に相当する金額</td> <td>非課税</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td>× 1.0%</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等	販売価格に相当する金額	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	× 1.0%	上記以外	令和元年10月1日から	31					
税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等														
販売価格に相当する金額	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車														
	× 1.0%	上記以外														

【平成31年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。 ○医療給付分 54万円→58万円	平成31年度分 から	30
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 ◆5割軽減判定所得 33万円+(27.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(28万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(50万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(51万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方	平成31年度分 から	30
	旧被扶養者の応益割分(均等割・平等割)の減免期間を変更	応益割分(均等割・平等割)の旧被扶養者にかかる半額減免が資格取得後2年間に限定された。	平成31年度分 から	30

(2) 過去5年度分の主な税制改正一覧(つづき)

【平成30年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度															
個人市民税	給与所得控除の見直し	給与収入が1,000万円を超える場合の給与所得控除額について220万円の上限を設ける。	平成30年度分から	26															
	医療費控除の特例の創設	特定健康検査の受診等をした者が医療用から転用された医薬品を購入した場合であって、当該医薬品の購入額が1万2,000円を超えるときは、1万2,000円を超えた金額について総所得金額から控除できる制度を創設。この特例を選択した場合の控除の上限額は8万8,000円で、医療費控除との併用は不可。	平成30年度分から	28															
法人市民税	控除対象所得税額等相当額の税額控除の創設	外国子会社合算税制等の適用がある場合に、外国関係会社等に対して課された所得税等について、内国法人の税額から控除する仕組みを整備した。	平成30年4月1日以後に開始する事業年度分から	29															
市たばこ税	税率の改正(旧3級品以外)	<p>旧3級品以外の市たばこ税について、段階的に税率を引き上げる。</p> <p>《年度ごとの税率(1,000本につき)》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税 額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>5,262円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成32.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成33.10.1～</td> <td>6,522円</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税 額	引上げ額	改正前	5,262円		平成30.10.1～	5,692円	430円	平成32.10.1～	6,122円	430円	平成33.10.1～	6,522円	430円	平成30年10月1日分から	30
	年度	税 額	引上げ額																
改正前	5,262円																		
平成30.10.1～	5,692円	430円																	
平成32.10.1～	6,122円	430円																	
平成33.10.1～	6,522円	430円																	
税率の改正(旧3級品)	<p>旧3級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ)の6銘柄の市たばこ税について、税率の引上げ時期を見直す。(H28年度改正も参照)</p> <p>《年度ごとの税率(1,000本につき)》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税 額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30.4.1～</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成31.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>1,692円</td> </tr> <tr> <td>平成32.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成33.10.1～</td> <td>6,522円</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税 額	引上げ額	平成30.4.1～	4,000円		平成31.10.1～	5,692円	1,692円	平成32.10.1～	6,122円	430円	平成33.10.1～	6,522円	430円	平成30年10月1日分から	30	
年度	税 額	引上げ額																	
平成30.4.1～	4,000円																		
平成31.10.1～	5,692円	1,692円																	
平成32.10.1～	6,122円	430円																	
平成33.10.1～	6,522円	430円																	

【平成30年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
軽自動車税	税率の改正	<p>平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成30年度分	29
	区 分		標準税率	A	B	C																																	
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																		
貨物用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																		
	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																		
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	<p>◆医療給付費分 資産割税率 27% → 15%(12%減) 均等割額 10,500円 → 14,300円(3,800円増) ◆介護納付金分 所得割税率 0.97% → 1.5%(0.53%増) 均等割額 6,700円 → 11,000円(4,300円増)</p>	平成30年度分 から	29																																			
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 ◆5割軽減判定所得 33万円+(27万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(27.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(49万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(50万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成30年度分 から	29																																			

(2) 過去5年度分の主な税制改正一覧(つづき)

【平成29年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
個人市民税	金融所得課税の一体化	金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更する。	平成28年1月1日以後に支払を受けるものから	25																																			
	給与所得控除の見直し	給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除額について230万円の上限を設ける。	平成29年度分から	26																																			
	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることを明確化する。	平成29年度分から	29																																			
軽自動車税	税率の改正	<p>平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成29年度分	28
区 分		標準税率	A	B	C																																		
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
国民健康保険税	国民健康保険税賦課限度額の変更	<p>国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療給付分 51万円→54万円 ○後期高齢者支援金等分 16万円→19万円 ○介護納付金分 14万円→16万円 	平成29年度分から	28																																			
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。</p> <p>◆5割軽減判定所得 33万円+(26.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(27万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 33万円+(48万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 33万円+(49万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成29年度分から	28																																			

【平成28年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																											
個人市民税	公的年金からの特別徴収制度の見直し	<p>仮特別徴収税額の計算方法を見直し、全体の特別徴収税額の平準化を図る。</p> <p>平準化を図るために、仮特別徴収税額が前年度分の公的年金等にかかる個人住民税額の2分の1に相当する額となる。</p> <p>また、公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更していたが、一定の要件の下では特別徴収が継続されることとなる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">仮徴収</th> <th colspan="3">本徴収</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td colspan="3">前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)</td> <td colspan="3">(年税額－仮徴収額)×1/3</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td colspan="3">前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)</td> <td colspan="3">(年税額－仮徴収額)×1/3</td> </tr> </tbody> </table>		仮徴収			本徴収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額－仮徴収額)×1/3			改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額－仮徴収額)×1/3			平成28年10月1日以降の特別徴収分より適用。	25
		仮徴収			本徴収																										
		4月	6月	8月	10月	12月	2月																								
改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額－仮徴収額)×1/3																											
改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額－仮徴収額)×1/3																											
	ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充	ふるさと納税の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。	平成28年度分から (平成27年1月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																											
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	<p>確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みを創設。</p> <p>ふるさと納税ワンストップ特例を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われる。</p>	平成28年度分から (平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																											
たばこ税	税率の改正	<p>旧3級品(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ)の6銘柄のたばこの特例税率を廃止し、改正条例附則において、税率を段階的に通常の紙巻たばこの税率と同率に引き上げる。</p> <p>《年度ごとの税率(1,000本につき)》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>2,495円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2,925円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,355円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,000円</td> <td>645円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>5,262円</td> <td>1,262円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税額	引上げ額	改正前	2,495円		平成28年度	2,925円	430円	平成29年度	3,355円	430円	平成30年度	4,000円	645円	平成31年度	5,262円	1,262円	平成28年度分から	27									
年度	税額	引上げ額																													
改正前	2,495円																														
平成28年度	2,925円	430円																													
平成29年度	3,355円	430円																													
平成30年度	4,000円	645円																													
平成31年度	5,262円	1,262円																													

(2)過去5年度分の主な税制改正一覧(つづき)

【平成28年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																		
軽自動車税	税率の改正	<p>最初の新規検査から14年目以降の軽四輪車等について、加算した税率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税 率		旧	新	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	12,900円	営 業 用	5,500円	8,200円	貨 物 用	自 家 用	4,000円	6,000円	営 業 用	3,000円	4,500円	三 輪		3,100円	4,600円	平成28年度分 から	26									
	区 分				税 率																																	
旧			新																																			
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	12,900円																																		
		営 業 用	5,500円	8,200円																																		
	貨 物 用	自 家 用	4,000円	6,000円																																		
		営 業 用	3,000円	4,500円																																		
三 輪		3,100円	4,600円																																			
税率の改正	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	平成28年度分	26
区 分		標準税率	A	B	C																																	
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																
	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																	
国民健康保険税	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。</p> <p>◆5割軽減判定所得 33万円+(26万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(26.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 33万円+(47万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(48万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成28年度分 から	27																																		

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税・法人市民税・軽自動車税・事業所税・固定資産税・特別土地保有税	減免の申請期限の変更	市民税等の減免申請の期限 納期限前7日→納期限	平成27年度から	26

(2)過去5年度分の主な税制改正一覧(つづき)

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																												
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充	平成26年から平成29年までに住居に入居した者で所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額を個人住民税の所得割から控除する。 (平成26年1月～3月…最高9.75万円、平成26年4月～平成29年12月…最高13.65万円)	平成27年度分から	25																																																												
法人市民税	税率の改正	法人市民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、 ①資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額(無償減資額)を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額(無償増資額)を加算する措置を講ずる。 ②資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずる。	平成27年4月1日以後に開始する事業年度から	26																																																												
軽自動車税	税率の改正	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">二 輪</td> <td rowspan="4">原 付</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超～90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超～125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪(125cc超～250cc以下)等</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪(250cc超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小型特殊</td> <td rowspan="3">農耕用</td> <td>200cc以下</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="3">2,400円</td> </tr> <tr> <td>200cc超400cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>400cc超</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の小型特殊</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税 率		旧	新	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円	営 業 用	5,500円	6,900円	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円	営 業 用	3,000円	3,800円	三 輪		3,100円	3,900円	二 輪	原 付	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400円	3,600円	小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円	小型特殊	農耕用	200cc以下	1,000円	2,400円	200cc超400cc以下	1,200円	400cc超	1,800円	その他の小型特殊		4,700円	5,900円	平成27年度分から(初めての車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪車以上については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。) ※二輪、小型特殊に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとする。(平成27年度税制改正。)	26
区 分		税 率																																																														
		旧	新																																																													
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円																																																												
		営 業 用	5,500円	6,900円																																																												
	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円																																																												
		営 業 用	3,000円	3,800円																																																												
三 輪		3,100円	3,900円																																																													
二 輪	原 付	50cc以下	1,000円	2,000円																																																												
		50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円																																																												
		90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円																																																												
		ミニカー	2,500円	3,700円																																																												
	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400円	3,600円																																																												
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円																																																													
小型特殊	農耕用	200cc以下	1,000円	2,400円																																																												
		200cc超400cc以下	1,200円																																																													
		400cc超	1,800円																																																													
	その他の小型特殊		4,700円	5,900円																																																												

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	<p>◆医療給付費分</p> <p>所得割税率 6.5% → 7.2% (0.7%増)</p> <p>資産割税率 30% → 27% (3%減)</p> <p>均等割額 9,000円 → 10,500円 (1500円増)</p> <p>平等割額 17,000円 → 16,000円 (1000円減)</p> <p>賦課限度額 50万円 → 51万円 (1万円増)</p> <p>◆後期高齢者支援均等分</p> <p>賦課限度額 12万円 → 16万円 (4万円増)</p> <p>◆介護納付金分</p> <p>賦課限度額 9万円 → 14万円 (5万円増)</p>	平成27年度分 から	26
	子育て世帯への経済的な負担の緩和策	<p>平成27年度からの税率改正に伴い、子育て世帯などへの緩和措置を図るため、医療給付費分の均等割額を減額する。</p> <p>◆対象被保険者 平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた被保険者</p> <p>◆軽減額 対象被保険者1人あたりの医療給付費分均等割額の改正前と改正後の差額</p>	平成27年度分 のみ	26
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	<p>軽減判定所得金額をあげることにより、軽減対象世帯の拡大を目指す。</p> <p>◆5割軽減判定所得 33万円 + (24万5千円 × 国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数) 以下 ⇒ 33万円 + (26万円 × 国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数) 以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 33万円 + (45万円 × 国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数) 以下 ⇒ 33万円 + (47万円 × 国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数) 以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方</p>	平成27年度分 から	26

(2) 過去5年度分の主な税制改正一覧(つづき)

【平成26年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
法人市民税	税率の改正	①標準税率 14.7% → 12.1% ②軽減税率(資本金1億円以下でかつ法人税額が年400万円以下の法人) 12.3% → 9.7%	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から	26
国民健康保険税	低所得世帯の軽減の拡大	所得が一定金額以下の世帯に対する被保険者均等割(均等割)と世帯別平等割(平等割)の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、国保加入者等の人数に世帯主を含めること、及び、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、1人当たりに乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げることにより、軽減対象世帯を拡大する。	平成26年度分から	25

(3) 過去の主な税制改正一覧

【平成25年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																							
全税目	延滞金の特例基準割合の改正	<p>延滞金の計算根拠が変更した。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>特例(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>14.6%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>納期限の1か月以内</td> <td>7.3%</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th colspan="2">特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14.6%</td> <td>特例基準割合(※2) +7.3%</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>7.3%</td> <td>特例基準割合(※2) +1.0%</td> <td>2.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされている。現行の特例は「商業手形の基準割引率+4.0%」 ※2 財務大臣が告示する割合(国内銀行の貸出約定平均金利の年平均)に1.0%を加算した割合。</p>		現行		本則	特例(※1)	延滞金	14.6%	-	納期限の1か月以内	7.3%	4.3%	改正後			本則	特例		14.6%	特例基準割合(※2) +7.3%	9.0%	7.3%	特例基準割合(※2) +1.0%	2.7%	平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金から適用	25
	現行																										
	本則	特例(※1)																									
延滞金	14.6%	-																									
納期限の1か月以内	7.3%	4.3%																									
改正後																											
本則	特例																										
14.6%	特例基準割合(※2) +7.3%	9.0%																									
7.3%	特例基準割合(※2) +1.0%	2.7%																									